



長野県報

12月7日(木)
平成29年
(2017年)
第2932号

目次

規則

- | | |
|---|---|
| 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（資源循環推進課） | 1 |
| 不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則の一部を改正する規則（建築住宅課） | 1 |

告示

- | | |
|-----------------------------|---|
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課） | 2 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課） | 3 |
| 長野県選舉事務取扱規程の一部改正（選舉管理委員会） | 3 |

公告

- | | |
|--|---|
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（3件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室） | 4 |
| 家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課） | 9 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課） | 9 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（人材育成課） | 9 |

規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年12月7日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第41号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第4号、様式第1号の備考の1及び様式第11号から様式第21号までの規定中「が含まれる」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

資源循環推進課

不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年12月7日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第42号

不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則の一部を改正する規則

不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則（平成7年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不動産特定共同事業者名簿及び小規模不動産特定共同事業者登録簿閲覧に関する規則

第1条中「第15条」を「第19条第3項及び第69条第4項」に、「第13条」を「第13条及び第49条」に改める。

第2条中「第15条第2項」を「第19条第2項」に、「は、」を「及び同規則第69条第3項に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所は、」に改める。

第5条中「不動産特定共同事業者名簿等閲覧申込書」を「不動産特定共同事業者名簿等（小規模不動産特定共同事業者登録簿等）閲覧申込書」に改める。

別記様式中「不動産特定共同事業者名簿等閲覧申込書」を「不動産特定共同事業者名簿等（小規模不動産特定共同事業者登録簿等）閲覧申込書」に、

「

許可番号	不動産特定共同事業者の商号又は名称
------	-------------------

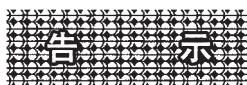
」

許可番号 (登録番号)	不動産特定共同事業者 (小規模不動産特定共同事業者) の商号又は名称
	に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課



長野県木曽建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 256号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先から 木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先まで	旧	m 14.4～35.3	km 0.2576
同上	新	18.0～58.3	0.2510

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町日義3384番の3地先から 木曽郡木曽町日義4592番地先まで	旧	m 4.8～7.5	km 0.1120
同上	新	4.8～10.6	0.1120

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県千曲建設事務所長 宍戸 誠

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小峰稻荷山線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字桑原字篠山4878番の18地先から 千曲市大字桑原字篠山4878番の1地先まで	旧	m 5.0～23.2	km 0.1688
同上	新	8.5～45.5	0.1688

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小峰稻荷山線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字桑原字篠山2535番の64地先から 千曲市大字桑原字篠山2535番の4地先まで	旧	m 5.2～28.0	km 0.1489
同上	新	10.4～28.0	0.1489

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏昭

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字東寺尾字高畑3560番3地先から 長野市大字東寺尾字北堀3665番1地先まで	旧	m 12.0～23.6	km 0.2120
同上	新	12.0～25.4	0.2120